

浜環産第160号
浜環保第101号
平成29年6月23日

関係住民代表者

様

浜松市長 鈴木 康友



株式会社ミダックが計画している奥山の杜クリーンセンター設置に係る
環境保全協定の締結協議に向けた市のあっせんについて

奥山の杜クリーンセンター設置に係る環境保全協定の締結に向けた協議を進めるための市のあっせんは、下記のとおり進めていく方針です。関係住民の皆様におかれましては、環境保全協定の締結に向けて、御理解、御協力をお願いします。

記

1 あっせんの捉え方について

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「条例」という。）17条及び浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱（以下「要綱」という。）18条に規定するあっせんの目的は、関係住民と設置者との紛争を解決し双方が環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するため、市が、関係住民と設置者に話し合いの機会を与え、双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度です。平成29年5月9日に市は、活断層や地すべり等の問題についての判断を行いました。これで市があっせんを打ち切ったわけではありません。関係住民と事業者が協定を締結するまでが市のあっせん行為となりますので、今後、市のあっせんの下で、関係住民と設置者の間で協定の協議を進めてまいります。なお、平成29年6月21日付け奥山地区環境対策協第00055号で関係住民代表からあっせん申請書が提出されましたが、平成28年8月10日にあっせんに入っていますので申し添えます。

2 今後のあっせんについて

（1）協定締結に向けた協議への参加者

今後は協定締結に向けて関係住民と設置者との協議を進めてまいります。協議では条例2条8号及び要綱2条6号に定める関係地域内における生活環境の保全上の事項を中心に議論していくこととなりますので、協議には条例10条の2第1項に定める関係住民の代表者に加え、関係地域内の意見をきめ細かく集約できる関係住民の参加が必要と考えます。自治会は、地方自治法に「地縁による団体」として規定され、本市においては、生活環境の改善など地域に密着した課題の解決や地域の声を集約するなどの活動を行い、一

貫して地域のコミュニティの中心を担っています。以上のことから、協議の場には、条例2条9号イ及び要綱2条7号イが意図する自治会長の参加がふさわしいと考えます。

つきましては、今後の協定締結に向けた協議には、条例17条4項及び要綱18条4項に基づき、設置者及び関係住民の代表者に加え、関係地域内の5自治会（尾沢、奥山区、狩宿、谷沢、伊平区）の会長及び引佐地区自治会連合会長の出席を求めてまいりますので、ご協力をお願いします。

なお、関係住民の協議への参加者については、協議の進行を円滑に行うため上記7名とさせていただきます。平成29年6月19日付け奥山地区環境対策協第00054号及び同日付け奥山地区及び伊平区の11名の自治会長から提出された文書に示された「関係住民代表の補佐機関」の出席については、設置者の承諾が必要となりますので、ご承知おきください。

（2）協議の内容

協定締結に向けて協議する内容は、関係地域の生活環境の保全上の事項といたします。市が定める生活環境の保全上の事項とは、条例14条1項6号に規定する大気汚染対策、騒音防止対策、振動防止対策、悪臭防止対策、水質汚濁対策、地下水汚染対策及び土壌汚染対策に関することです。

これまで問題になっていた、活断層、地すべり、地盤沈下(帯水層を含む。)、設置者のコンプライアンス及び調査手法に関しては、平成29年6月19日付け奥山地区環境対策協第00054号でもお問い合わせがありましたが、平成29年5月9日付け浜環産第37号、第38号、第39号で行った市の判断及び回答で条例上の論争は終結しており、今後の協議内容には含めません。活断層、地すべり、地盤沈下(帯水層を含む。))については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）15条の2及び土壌汚染対策法22条3項1号に定める許可基準に関する事項です。この許可基準に適合するか否かは、設置者からの法に基づく設置許可の申請を受けて、市長が適正に審査した上で、判断する事項であるため、条例及び要綱で定める生活環境の保全上の事項には該当しません。

（3）関係住民代表者の役割

条例上、関係住民の代表者は、関係住民の意見を集約し、協定の締結のための協議を円滑に行う役割を担うこととされています。したがって、関係住民の代表には、協議への出席のほか、出席者の日程調整や関係住民の意見の取りまとめをお願いします。

（4）あっせん打ち切りについて

関係住民が協定締結に向けた協議に応じないなど市のあっせんに応じない場合や協議に対する遅延行為と市が判断した場合は、条例18条及び要綱19条の規定により市はあっせんを打ち切ることがあります。

3 市に対する意見書・質問書について

平成29年5月9日付け浜環産第39号で行った市の判断並びに平成29年5月9日

付け浜環産第37号及び第38号で回答した件につきましては、これまで活断層、地すべり、地盤沈下（帯水層を含む。）、設置者のコンプライアンス等に関して関係住民から出された意見書・質問書を踏まえた判断及び回答であり、これらの問題に関してさらなる意見・質問に改めて回答する予定はありません。

4 協定締結に向けた協議の開催について

今後の協議については、関係住民と設置者には相互の立場を尊重し、真摯な態度で協議に参加していただくことを求めるものであり、相手を単に誹謗中傷する発言や、根拠なく相手の信用や名誉を毀損する発言は、厳に謹んでいただくことを強く要請するものです。今後の協議において、このような発言があった場合には、当該者に対し、退席を求めることがあります。

つきましては、今後速やかに協定締結に向けた協議を開始したいと考えていますので、別紙により協議の日程調整を行います。鈴木邦和代表には関係者の調整と回答をお願いします。